

(四)

【凡例】

一、A本を底本とし、摩滅して判読できない文字は適宜B本で補った。補った箇所は「」で示した。

一、字体は一部を除き原則として常用漢字を用いた。

一、文中に適宜、読点「、」と並列点「・」を付した。

一、編者が付した註は（ ）で囲んだ。

一、文中の異筆・補筆は、「」（墨書）、「」（朱書）で囲んだ。

一、底本の摩滅虫損は、字数を推して□または□を以て示した。

一、見せ消ちは当該文字の左側に「ミ」を付した。

一、変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江・者・与など一部はそのまま用いた。

一、行がえは原文通り、折り目は「……」を以て示した。

一、釈文の作成は栗林が行い、校閲は鹿児島県史料編纂委員堂満幸子氏にお願いした

一、本文の地名・人名・歴史的事実等補足すべき点がある場合は、本文の後に補註を附した。本文中のアラビア数字と補註のそれは一致する。

【釈文】

(文様三)
于時文參甲午歲二月十日打立也、
(二五九四)

(B本)

「廻国通道日記」

堀内日限坊

堀之内日限坊

廻国執行之時、大日本国

通道日記¹、²先³西海道

薩摩之國⁴、⁵（やかて菱）⁶

菊山野迄⁷、⁸（龍出）⁹（新二里）

路をかけ、両日逗留申候、

亭主へ鵜目つか¹⁰し候、それ

より肥後の國二入、¹¹（湯浦へ）¹²宿を

かり、亭主へ白米つかハし候、

やかて六歩之間也、それより

一步すき行ハ、¹³佐敷にて船に

乗、則六歩の海上なり、¹⁴日乗¹⁵（ママ）

久付、三日逗留申、種々のなく

さミ不及申候、亭¹⁶（玉へ本）¹⁷綿

つかハし候、是ハ式月¹⁸四日¹⁹乙

事なり、それより八代関迄²⁰

付、わつか三歩の路をかけ

一宿申、彼亭主しる人なれ²¹、²²（ハカ）

色々の取持不及²³、²⁴（是非傍）²⁵（ぞ）²⁶かて

御礼として亭主へ木錦・扇子

進らん仕候、それより尾河の宿

に付、肥後州湯出遅廻院へ御経

奉納申、漸三歩之路かけ一宿

申、亭主へ御酒ふるまひ申、明十

八日²⁷ニ宇登河尻²⁸ニ付、わつか六歩

六歩の道をかけ^{(一) 行カ}、亭主へ^{(二) 宿申}

上酒ふるまひ候、それより限本¹¹ニ^(付)

やうやく二歩の道お懸、然^{(三) 然}

雨中の事なれハ、宿をかれ

とも宿もなし、其比旅人法度¹²

之折節なれハ、何所^{(四) 何所}知らぬ里

なれハ、人もけん¹³とまませは、

言葉のすへもあらくして、藤崎¹⁴

八幡宮へ参籠申候、雨しんくと

ふりければ、たよりとするに、鶯の

鳴声はかりそさひしけれ、そ

こにて 一中坊一首つらね候、

春雨もふるハこ、ろも^{(五) 何}けれとも

きよきみやまの鶯のこゑ

其時 日限一首の返哥

鳥たにもこ、ろありける此里の

人のこ、ろのつれなかりけり

余之事あハれさに、永代の物笑

如此候、やかて廿日打立、山か宿¹⁵ニ

付、一宿申候へは、きとくのしやハせ

鹿兒島衆久長与三殿参合、誠

古郷の人なれ、不刺嬉敷思ひ

更夜迄も語なり、廿一日ニこよひ

宿ニ付、一夜留まり候、それより廿二日ニ

肥後おはなれ筑後はひ塚¹⁶

の宿に留まり、廿三日高良山ニ¹⁷

御経奉納申、それより肥前

の国ニ付、久留女と申在所に¹⁸

一日逗留申処ニ、田上九郎兵衛殿

申大名お旦那ヲ取、一入の御懇

切、其上酒飯之と、のへ種々の御ふる

まひ不及申候、それより一歩踏入、千¹⁹

栗久山へ御経奉納申処ニ少人^{(六) 少人}

様三四人指出させたまひけるか、

色々のたんしやく花を御送候へは、

則神慮と存しはし忘る、

事もなし、やかて 一中坊一首

面影をしはしハすれん我なれと

此ことハりをしらん君かな

日限一首の返哥

一夜をもちきりて置し事ならば

道のたよりの言葉にせん

一首如此候、それより廿四日ニより三日逗^{(七) 逗}

留申、筑前岩屋湯本之在所に²¹

付、一夜留まり、あくる廿七日宰府²³

天神宮ニ御経奉納申、羽形のこと²⁴

く出^二宿申、廿八日^二あかまと申在所^二付、一夜留まり候、又廿九日^二あし屋^二のことく立出、三月三日^二せつかまつり^二、あくる四日^二ニ船に乗、豊前とはたと申在所^二ニ船ほりし、やかて小倉と申処^二ニ付、七日^二逗留申、それより手わけ仕、菊^二ノ郡曾祢と^二在所^二ニ付一宿申、あくる七日^二ニあ

をやきと申在所^二一宿申、やかて

八日^二ニ中津と申広所^二ニ付、一夜留まり、

是ハ七歩なり、それより九日^二ニ五百羅漢寺へ参籠申、御経奉納申、名所

久跡不及申^二候、又あとのことくかへり小倉に付、十一日^二ニ九州地おはなはれ

関の戸お渡し、長門ノ国入、あかまか

関へ一日留まり、其比高麗の御替とて、芸州衆数百人付合、去^二

勢く敷候へは、宿をかれとも宿もなし、やうやく破た家を宿

涙おなさはかりなり、それよ

神宮光宮へ御経奉納申、それより

まつ屋と申在所^二ニ付、きとくの善

〔八〕

〔九〕

一 国の旦那ならせたまひ候、それより町へ付、壹夜留まり候、やかて拾三日^二ニ周坊国^二ニ入、小川と申在所^二ニ付、雨中なれ

両日逗留申、それより山口へ付、柳沢殿へ

一宿、両飯被下、是日本ニかくれなき

御聖の立宿也、然処^二ニ薩摩入木院^二之住僧参合、古郷床しき俣^二ニ色々御

会釈、其上引出物をたまわり、名残

お御したひ被成候、それより十六日^二ニ地ふくと申在所^二ニ付、一宿申、明十七日^二ニつハ野^二ニ付、一夜留まり、それより十

石見国^二ニ入、あはらと申在所^二ニ付、一宿留まり候、それより益田^二と申在所^二ニ

亭主より御酒御ふるまひ種々の御会釈にて候、それより浜田^二ニ付、一日

留まり、彼壺所にてさつま衆にあひ、たかひにす、お持せ色々のひき

て物を取替、一日のなくさみに候、それより

廿六日^二ニ吉捕へ付、七歩之間船に乗、やか

て湯之津^二へ付、一日留まり候、林弥五右衛門殿

と申にあひ、色々の御会釈不及沙汰候、

それより金山^二に一夜留まり、誠ニ心の

すめるやまなれば、書に隙こそなか

〔九〕

〔一〇〕

りけり、それより大田八幡宮へ付、御經

奉納申候、それより卯月二日二は

と申在所へ付、一夜留まり候、又四日に出

の国へ付、大社に御經奉納申、一日留候、

それより隱岐国御教ノ三崎大明神へ納、

又出雲州へかへり候、それより真地と申

在所へ付、一日留まり候、誠之徒然の折節

なれば便とすれば、鶯のなくねさひ

しき夕まくれかな、それより六日に

あたかと申在所へ付、一夜留まり候、や

かて五歩の間お船に乗、よなこに付、一

夜留まり候、それより伯耆国へ入、大山に

付、一夜留まり候、やかて角盤山大山へ御

經奉納申、明所久せきを見物申候、

是ハ卯月八日の事なれば、守徒衆

こん行、御児のあそび、岩石の擲觸、村々

の雪きへ、郭公の初ねヲ出、諸鳥のさへ

つるお取持、色々のなくさみにて候、それより

あか崎と申在所二付、雨中ノ事なれば、二日

留まり候、それより立石と申在所へ付、

一日留まり候、それより大塚と申在所へ付、

是ハ拾二日の事なり、それよりはし

津と申在所へ付、参友坊・信秀坊

追付、不刺嬉たかひに御会釈、夜も更、

酒もり迄二候、それよりあお屋と申

在所へ付、大隅月情上人二付合、我々

手まへ次第の会釈申候、然は彼上

人二大式殿とて少人さま御座候、置

形見送お進候、それより是ハ拾五日の

事なり、それより伯州国おはなれ

因幡国二入、鹿野と申在所へ付、一日留まり候

それより十七日ニ鳥取と申在所へ付、中

霧之法印助成坊之御城なり、やかて八

幡宮へ御經奉納申、それより平市と申

在所へ付、寮二一夜留まり候、それより八かさ

町へ付、一夜留まり候、それより卯月

廿日ニ狗山お越、岩石はさまニ雪有、

山賤はかりの越なり、それより但馬国に

入、なら尾と申在所二付一夜留まり、雨中の

故一日留まり候、明る廿二日中瀬と申在所候

一夜留まり候、それより廿三日ニやきの町候

それよりめりと申在所へ付、茶屋に

留まり、是より手ハけおし丹波候

とく通り候、又三人ハ丹後のことく別候

それより出石と申在所へ付、是ハまへの与衛門殿

御座候也、それより廿四日ふちのもりと申

【十四】

在所へ付、一夜留まり候、それより成相寺へ

付、御経奉納申、それよりきれとお⁷⁹

おし渡、やかて御文殊へ参道すから

明僧ニ参合、古哥一首承候、きて見れ

は大鞍の音や梅花寺にすぎた天の

橋たて、又云、松の音浪のひ、きハなり

あひの風吹いたず天のはしたて、又云、

九州はかたの物出合人丸の永哥、
(補本人麻呂)

我宿ののき下までやきくれと^哥

よみなれ、こ、に丸、是ハ九瀬戸の^{字不知}

事なり、それより宮津へ付、是ハ小河^{字不知}

御たちなり、それより廿六日ニ湯良のと申⁸³

在所ニ付一宿申、明る廿七日ニ田鍋と申在所⁸⁴

付、是ハ用齋之御座候所也、それより廿八日に

若狭之国ニ入、松の尾へ付、御経奉納申、雨中⁸⁵

の事なれハ、三日逗留申、誠山かの事なれハ岩

石はさまおすまひする在所なれハ、徒然計の

底也、それより廿九日ニかんはしに付、^{二夜留}まり候、⁸⁶

それより野々村へ付、一夜留まり候、それよりほらと申⁸⁷

在所へ付一夜、それより上坂と申在所へ付一夜、そ⁸⁹

れより山城之国ニ入、やかて都へ生国お打立八十

四日ニ付候、是ハ五月四日之事成、永々都へ逗留申候、

それより戸羽^{戸羽}迄下、一夜留まり候、それより船に

【十五】

乗、大坂へくたり候、九日逗留申、天王寺ニ五日逗留⁹⁰

申候、それより高野山へ参籠申、一日留まり候、そ

れより紀伊ノ国^{紀伊}の御経奉納申、それより

和泉ノ国ニ入御経奉納申、是ハ松之尾と

在所へ奉納申也、それより河内ノ国ニ入、

やかて太子へ御経奉納申、一夜留まり候、それより

又大坂ニ付、都へのほり候あひた、卅日逗留申、六月

九日より北国へおもむき、やかて近江ノ国^三入、大津ニ⁹⁵

付、かひ津浜ニ船ニ乗、森山ニ付、それより九歩の路ヲ懸、⁹⁷

御多賀大明神へ参、御経奉納申候、其時尾田殿⁹⁸

御能あそはし候ヲ見物申、六月十式日なり、⁹⁹

それより永浜へ付一夜、是ハ五歩也、それより木之¹⁰⁰

本ニ付一夜、是も五里也、それより中河原に付¹⁰¹

一夜、是ハ六歩也、それより越前の国入、今城と申在所へ¹⁰²

付一夜、是ハ五里也、それより水落へ参一宿申、¹⁰³

御経奉納申一夜、是ハ七里也、それより北の庄¹⁰⁴付^三

一夜、それより中郡宋雄と申参一夜、殊之外

馳走之事不及申、白米卷斗・味噌五升被下候、

それよりかな津へ付一夜、是ハ五里也、それより¹⁰⁵

賀州国ニ入、戸はたと申在所へ付一夜、それより¹⁰⁶

那谷寺へ御経奉納申、大昌寺へ付一夜、是ハ五里也、¹⁰⁷

それより小松と申在所ニ付一夜、是ハ六里也、それより¹⁰⁸

まつ戸と申在所へ付一夜、是ハ五里也、それより¹⁰⁹

十七

それより大山と申在所三付、兼巢権市殿と申へ立宿（な）られハ

一夜、是ハ三里也、それより竹ノ橋と申在所（二付）一夜、

是ハ六里也、明る廿八日ニ久利賀良か峠お越、やかて

越中の国へ入、いする木へ付、畠中源右衛門殿へ立宿なれハ、

是ニ一夜、漸三里也、それより森山へ付一夜、是ハ五里也、

それより外やまに付一夜、是ハ七里也、それより

なめり河へ付一夜、是ハ三里也、それより三日市へ付

一夜、是ハ四里也、それより黒辺四十八ヶ所の

悪処通、泊の宿に付一夜、是ハ五里也、それより

さかひの宿ニ立出、其より手分申中仙道へ別、

飛驒国入、御経奉納申、それより信濃ノ国ニ入、

御経奉納申、それより甲斐之国ニ入、御経奉納申、

異列黒川にてあひ申候由約東別候、三人ハ坊

之宿より越後の国ニ入、親知らず子知らずと

中悪所ヲおし渡、其元にて判官さま御作とて

不動の梵字ヲ岩の面にほり付、遠近人も

立よりて、おかミ申ハかきりなし、やかてあふミ

の宿ニ付一夜、是ハ五里也、それより雨に立られ、

三日逗留申なり、比ハ七月六日ノ事なれハ、雨しん

とうして大風吹出、草木はらりと滅する也、

やかて九日打立、のうと申在所ニ付一夜、是ハ

五里也、それより十日ハ又大洪水出来、京の都の道

おかり、三日逗留申候、是ハ二里也、それより谷戸

十八

と申在所へ付一夜、此間ニ名石有、龍公さまの

御作とて逆摺不動岩の面にあらハれ候、

それより府中へ十三日ニ付、梵蔵取候、是ハ長岡（殿）

在所也、それより近辺春日ヲ懸、且那ヲ（とる）

不剩喜候刻、大場と申在所へ上人さま立行ヲな

され候ニ、式位殿いとうつくしきしんほちおハし

まし、是ニまよハぬ人なし、然も又緒糸さま・少人（ママ）

さま且那ニ取、しとけなく逗留申也、それより

古郷の事忘しおものに能またとゆれハ、春の

花とも申也、夏ハ蛍のともし火か、秋ハ明月

紅葉はに常まさりたるふせひなり、しう

しん深き事ハ、又草よふえんするむしの虫（筋カ）

ねの名残おしさになくこへハ、何にたとへん事（ハ）

なし、此程のなこさミに国分寺おかけ見物（ハ）

梵十四十五の事さまくたくミとうろ、又

腕すまふ道躰はかりてなくさめは、誠

古郷ヲ忘、発心の有さまお忘候、次の十七日ニ打

立ハ、野かひのうし暮事に子おたつねる

ことくなり、それより佐土島に渡、御経奉納申、

やかて廿日ニ上下と申在所へ船おつけ一夜、そ

れより柏崎へ付、三日逗留申也、是ハ七里也、それより小松と

申在所へ付一夜、是ハ三里也、それより宮本へ付

一夜、是ハ五里也、それより藏王寮へ付、御経

十九

奉納申二夜、是ハ三里也、それより猿沢へ付

一日逗留申候、是にて八朔お仕候、是ハ四里也、それ

より大はしに付一夜、是ハ八里也、それよりかもと

申在所へ付一夜、是ハ二里也、それより林松へ付

一夜、是ハ四里半也、それより出羽之國二入、龍石寺

御経奉納申、それより奥州之國三入、此間二六十里とて、

悪所道野越山越とて、岩石の事ハ毛駄物まで

も足お立へきやうもなし、鳥類羽さもむら

たへ之山賤までのすみかなり、是ハ九里也、それより

野沢と申在所へ付一夜、是ハ五里也、それより焼山越

お仕、やかてやけ山と在所へ一夜、是ハ五里也、それ

より矢沢と申在所へ付一夜、是ハ七里也、それより柳

津虚空蔵へ参、御経奉納申二夜、是ハ三里也、

それより相津黒河へ付、彼岸七日ヲ仕候、福西清右衛門殿

と申大名ヲ旦那とり、白米一斗被下候、それより

せなりあふりと申大なんお越、ふくらと申在所へ

付一夜、是ハ六里也、それよりなかのまへ付一夜、是ハ

六里也、それより白河へ出一夜、是も六里也、それより

松島・平和泉へ渡、一の屏・二の屏ヲ越、高館の

御所ヲ見物し、判官さまの御詠ヲおかみ、又あと

のことくのほる也、三十八日ニ又白河へ出候、それより

乗須之内あしのと申在所へ付一夜、是ハ五里也、それより

手分ヲし日限下野之園入、日光山の御経

奉納申、上野之國二入、二ノ宮へ御経奉納申、

武蔵国の江戸へ付、是松平大納言さまの御たち也、

一中坊ハ又それより黒羽ねと申在所へ付一夜、三十

里也、それよりからすやまに付一夜、是ハ三十里也、

それより千本へ付一夜、是ハ三十里也、それより常

陸之國二入、堤と申在所へ付一夜、是ハ五里也、それより

江戸さきに付一夜、是ハ六十里也、それより天徳寺

と申本寺七日逗留申、和尚さま一人の御懇切

不及申、然も薩摩衆ニ取合、種々慰不及是非候、

それより浜すりと申在所へ付一夜、是ハ七十四里也、

それより鹿島大明神へ参宮申、是ハ六十里なり、

是ハ東路のはてなれハ、明所之事ハ不及申二候、

それより下総之國二入、神取大明神へ参宮申一夜、

是ハ廿六歩也、それより坂東太郎お渡、八日市

場と申在所へ付一夜、是ハ五十里也、それよりさ

くらと申在所へ付一夜、是ハ五十里也、それより

上総之國二入一夜、それより清住へ御経奉納

申一宿申候、それより八幡へ一夜、それより安房

之國二入、あなさきへ一夜五里也、それより御経

奉納申候、それよりふん渡へ一夜、是ハ船

にて五十里也、それより武蔵之國二入船橋

付、是ハ五十里也、それより投はしに付、是ハ五十里也、

それより江戸三付、是ハ五十里也、彼江戸にてあひ

可申談合にて、中道南まへ下野口へ之人衆三

方ニはせめくり候処ニ、彼真藏房熊かへ町ニ

おひて、地ノ衆と喧嘩ヲ致、一道の勝負仕、す

てに向かたきお打ふせ、我々手前も腹ニのそ

むへきの所ニ、大納言様御扱衆へ御披露申、

御さはきにまかせ、国中のおほへおとり末代

の名聞迄候、それより鹿の川へ付一夜、是ハ五十

里也、それより兼沢へ付、彼在所にて歳おとりなか

日本一之かん国なれ、人間のさまも替、すてに露命

も霜雪のごとくにきへんはかりに成候、然共其紛

なき名所なれハ、大捕小捕へか、り渚はかりて日お

くらしけり、それより正月廿一日ニ打立、相模之国に

入、鎌倉八幡宮へ参詣申、明所ヲ見物申、先鶴(か)

二番ゆひの浜、三番ニはせ之観音、四番大仏殿、やかて

八口へのほりきりお通り藤沢へ付、兩日逗留可申之処(三)

数百歳以来ニ知らざる大雪ニ立られ、誠通道

も見わかす、鳥類羽さも懸ろいかたきの間、

三日逗留申候、是ハ十五里也、それより大いそに付、

虎か石お見物し一夜、是ハ三十四里也、それより小

田原へ付、三日逗留申、誠大洪水出来、歩行不成候、

是ハ三十里也、それより伊豆之国ニ入、箱ねの越と

申ハ大日本ニかくれ大山なれハ、やうやく三日ニ越取候、

是ハ三十里也、それより三島大明神へ参宮申、御経

奉納申、三日逗留申候、是も三十里也、それより駿河

国ニ入ミまひはしに付一夜、是ハ京路一里也、それより

原と申在所へ付一夜、是ハ二里也、それより神原と

も云、又田子捕とも申也、彼所吹上松渚へ添て御座候、

是ハ五里也、それより江尻と申在所へ付一夜、是ハ五里也、

それより府中に付、三日逗留申也、是も五里也、それより

うつのやの十おた子・せ戸のそめ飯ヲくひ、是ハ後生之

ためのめしなり、それより大炊川ヲ打渡一夜、是ハ

六里也、それより遠江之国ニ入、懸川へ付一夜、是ハ七

里也、それよりミつけと申宿へ一夜、是ハ五里也、それより

浜松へ付一夜、是ハ七里也、それより龍禪寺へ御経奉納

申也、それより横すか三夜、是ハ七里也、それより三川

之国ニ入、吉田へ付、一宮八幡へ御経奉納一夜、是ハ三里也、

それよりあか坂ニ一夜、是ハ六里也、それより岡崎ニ付一夜、

是も六步也、それよりなるミに付一夜、是ハ六里也、それより

尾張之国ニ入、熱田大明神へ御経奉納申一夜、是ハ三里也、

それより清巢へ付一夜、是ハ三里也、それより一宮へ付

一夜、是も三里也、それより木尊河お打渡、美濃之国ニ

入、儀府へ付、三夜逗留申、明鍛冶ヲゑらひ、小刀

二百本打くたし申候、是ハ六里也、それより南宮へ

参籠申、御経奉納申一夜、是ハ七里也、それより

伊勢之国ニ入、桑名へ付三日逗留申候、是ハ十一里也、

それより穴の津へ付一夜、是ハ十里也、それよりやふ田

に付、三ヶ敷太夫ニ付一夜、是ハ八里也、それより志摩之

国ニ入、金剛山浅間へ御経奉納申一夜、是ハ四里也、それより又あとへ